

学校感染症による出席停止と学校感染症証明書について

学校感染症にかかった場合は、本人の健康回復と感染症のまん延予防のため、出席停止となります。感染の疑いがあるときは、早めに医療機関を受診し、医師に指示された期間、学校をお休みしてください。治って登校する際には、医師の記載した「学校感染症証明書」を提出してください。なお、出席停止の措置をとった場合、お休みした日数は出席しなければならない日数から除外されます。

☆感染症にかかった時は、すみやかに学校へご連絡ください。

☆「学校感染症証明書」は治って登校する際、お持ちください。

| 病名 | 出席停止の期間の基準など |
|---------------------|---|
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで |
| 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風しん | 発しんが消失するまで |
| 水痘 (みずぼうそう) | すべての発しんが痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| 結核 | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 同上 |
| 流行性角結膜炎 | 同上 |
| マイコプラズマ肺炎 | 同上 |
| *感染性胃腸炎 | 同上 *感染性胃腸炎のうち、ロタウイルスやアデノウイルスなど、原因がノロウイルス以外であると診断された場合は出席停止ではありません。 |

○手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症は出席停止ではありません。

○その他、感染症拡大を防ぐために、出席停止となりうる感染症もありますので、学校までお問い合わせください。